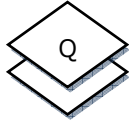




労働相談Q & Aで解決！

退職



退職を申し出たところ、社長から「3か月前に申し出ないといけない。」と言われました。3か月も待てません。

A 雇用期間の定めがない労働契約の場合は、原則として、2週間前に退職の予告を行えば、2週間経過後、退職することができます。雇用期間の定めがある場合は、その期間終了まで働く義務がありますので、退職する場合は社内ルールに従った方がよいでしょう。

解説はこちら

- 労働契約に雇用期間が定められていない場合、2週間前に退職の申出を行えば、2週間経過後に退職することができます。
したがって、3か月待たなくても退職することは可能です。
※期間によって報酬が定められている場合（例えば月給制の場合）は、その期間の前半に退職の申出をしなければなりませんでしたが、令和2年4月1日以降、この部分は、使用者側からの雇用契約の解約の申し入れに対してのみ適用される規定となり、労働者はどのような場合でも解約の申し入れから2週間で退職できることとなりました。
- 一方で、雇用期間の定めがある労働契約の場合は、雇用期間が終わるまで労働する義務がありますので、やむを得ない事由がある場合を除き、雇用期間が終わるまで、一方的に退職することができません。
もし、雇用期間の定めがある場合でも、3か月間待てば退職できるのであれば、このルールに従った方がよいでしょう。

どうすれば？

- ご自分の契約が雇用期間の定めがないか、雇用期間の定めがあるのか確認しましょう。
- 雇用期間の定めがない場合は、退職の申出を行うことで2週間経過後に退職できますが、後のトラブルを避けるため、文書で（特に内容証明付き郵便による郵送が証拠が残るので望ましい。）行うことをお勧めします。
- 雇用期間の定めがある場合は、社内のルールに従って退職することが、その後のトラブルを避けるためには望ましいでしょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181